

事業者の皆様へ

簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続について

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続がされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している12市又は県の担当部署までお願いします。

建築基準法では、

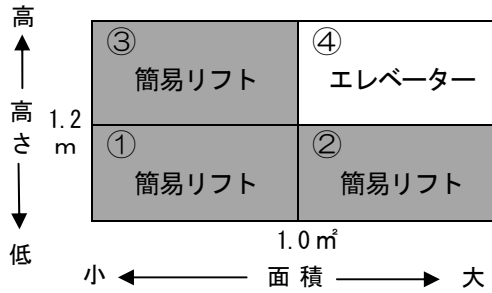
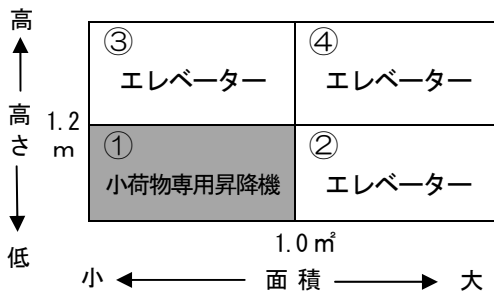
- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

についても、原則として、建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】 建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当部署名	TEL
神戸市内	神戸市 建築安全課	078-322-5649
尼崎市内	尼崎市 建築指導課	06-6489-6647
姫路市内	姫路市 建築指導課	079-221-2549
西宮市内	西宮市 建築指導グループ	0798-35-3701
伊丹市内	伊丹市 指導課	072-784-8156
明石市内	明石市 建築安全課	078-918-5046
加古川市内	加古川市 建築指導課	079-427-9264
宝塚市内	宝塚市 建築指導課	0797-77-2083
川西市内	川西市 建築指導課	072-740-1207
三田市内	三田市 建築指導課	079-559-5119
芦屋市内	芦屋市 建築指導課	0797-38-2114
高砂市内	高砂市 建築指導課	079-443-9035
上記以外の市町	兵庫県 建築指導課	078-362-3609

【参考】 労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超 ● 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超 ● 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下  <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>